




事業報告書

令和元年度 第2回相談員研修 「外国人が相談にやってきた！～在留、国際結婚・離婚、ハーグ条約の基礎知識」 第1部：外国人在留に関する基礎知識 第2部：国際結婚・離婚、ハーグ条約の基礎知識	
日時	令和元年9月26日(木) 13:30～16:00
目的	国際化時代の中にあり、また、歴史的経緯・地理的特性等からも外国人を受け入れやすい土壌である沖縄県では、外国人人口が急増し、令和元年7月時点で県民総人口の1.23%にあたる17,818人の外国人が居住している。(※) これに伴い、各機関の相談窓口において外国人からの相談、外国人との婚姻等についての相談が増えていることから、外国人在留に関する基本ルール、外国人との結婚・離婚、ハーグ条約の基礎知識を学ぶ機会を提供することで相談員の資質向上及びより良い社会資源づくりを目指す。(※「沖縄県推計人口」参照。「日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」及び「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」による軍人、軍属及びその家族は含みません。)
対象	男女共同参画関係機関相談員及び、県・市町村・支援機関の相談業務に携わる方、関心のある方
主催	沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団
講師	第1部：下田 浩靖 氏 (法務省福岡出入国在留管理局那覇支局 審査部門 統括審査官) 第2部：鎌田 晋 氏 (弁護士・真喜屋法律事務所)
会場	沖縄県男女共同参画センター「ているる」1F ホール
定員	80名 (申込者数：76名)
参加者	79名 (女性70名・男性9名)
講演内容(概要)	<p>「外国人在留」「国際結婚・離婚」「ハーグ条約」を学ぶ講座を二部構成で行った。</p> <p>第1部「外国人在留に関する基礎知識」(講師：法務省福岡出入国在留管理局那覇支局 審査部門 統括審査官 下田 浩靖 氏)</p> <p>講師は、日本に入国する外国人数の増加、沖縄県における在留外国人数の推移等の統計データを示した上で出入国在留管理庁(入管)の役割について紹介した。</p> <p>外国人は、日本在留の目的に応じた「在留資格」の範囲内での活動ができ、在留カードの携帯義務があること(特別永住者は特別永住者証明書の携帯義務なし)、カード表面・裏面で就労可否がわかること等を説明。</p> <p>DV案件の事前質問に対しては、婚姻の実態があるかに考慮しながら状況を踏まえた上での審査を進めること、DV加害者ということだけでは入管法上の在留資格取消事由に該当することはないが審査においては考慮対象となることなどを回答するとともに、入管では実際にDV被害者を在留管理上において積極的に保護していることなどを紹介した。</p> <p>また、入管では外国人共生社会の実現を目指しており、各自治体に在留外国人からの生活に係る相談をワンストップで受け付ける窓口の整備の支援にとりくんでいると結んだ。</p> <p>第2部「国際結婚・離婚の基本ルールとハーグ条約」(講師：弁護士・真喜屋法律事務所 鎌田 晋 氏)</p> <p>結婚のハードルは低く離婚のハードルは極めて高いことは国際結婚においてはより顕著であることから、万が一に備えて離婚の基本ルールや、日本と相手国のルールの違いを理解しておくことが重要であるとの前置きで講座は始まった。</p> <p>外国人とは日本国籍を有していない人であり、外見で決まるものではない。講師は「日本国憲法が保障している基本的人権で外国人の人権も保障されるのか？」との疑問を受講者に投げかけた。選挙権、社会権、入国の自由の3つは日本国民限定の権利であり、外国人は「恩恵」としての権利を認められている。在留の自由もそのひとつであるがそのハードルは下がってきていると述べた。また、外国人は日米地位協定(SOFA)適用者であるか否かに分類され、住民登録がするかしらないかなど大きな違いがあることを説明した。</p> <p>講師は、以上を前提とした上で、国際結婚・離婚については「法の適用に関する通則法」にほぼ答えがあるとしながらさまざま具体事例の紹介を行い、受講者は真剣に聞き入っていた。</p> <p>最後に講師は子の連れ去りに関するハーグ条約の仕組みと、連れ去りに関しては監護権とは関係なく厳しい対応がなされることを説明し、国際結婚・離婚を含め、予めルールを知っておくことの必要性を受講者に重ねて伝えた。</p>
参加者の声	(自由記載欄より抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・データに基づき現在の入管法と外国人の動向が述べられていて良かったです。 ・具体例をもとに在留資格更新の有無などの説明が明確で良かった。 ・SOFAや結婚のルール等を基本的事項から判りやすく説明して頂きとても勉強になった。 ・わかりやすい説明で、難しく敬遠しがちな法律等を学ぶことができました。 ・日頃考えたこともない内容であったが、現に相談があった場合には役立つ情報が聞けました。
写真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>下田 浩靖 氏</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鎌田 晋 氏</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>講座風景</p> </div> </div>